別表第八五一九・五〇号を削る。

別表第八五・二三項の次に次の一項を加える。

八五・二四	フラットパネルディスプレイモジュール（タッチスクリーンが組み込まれているかいないかを問わない。）ドライバ又は制御回路を有しないもの	
八五二四・一一	液晶のもの	無税
八五二四・一二	有機発光ダイオード（ＯＬＥＤ）のもの	無税
八五二四・一九	その他のもの	無税
八五二四・九一	その他のもの　液晶のもの	無税
八五二四・九二	有機発光ダイオード（ＯＬＥＤ）のもの	無税
八五二四・九九	その他のもの	無税

別表第八五・二五項中「

八五二五・八〇	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー	無税

」を「

八五二五・八一	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー	
	この類の号注１の高速度の物品	無税
八五二五・八二	その他のもの（この類の号注２の耐放射線性の物品に限る。）	無税
八五二五・八三	その他のもの（この類の号注３の暗視用の物品に限る。）	無税
八五二五・八九	その他のもの	無税

」に改める。

別表第八五・二九項中「第八五・二五項」を「第八五・二四項」に改める。

別表第八五・三九項中「並びに発光ダイオード（ＬＥＤ）ランプ」を「並びに発光ダイオード（ＬＥＤ）光源」に、「

八五三九・五〇	発光ダイオード（ＬＥＤ）ランプ	

」を「

八五三九・五一	発光ダイオード（ＬＥＤ）光源	
	発光ダイオード（ＬＥＤ）モジュール	無税
八五三九・五二	発光ダイオード（ＬＥＤ）ランプ	無税

」に改める。

別表第八五・四一項中「ダイオード」を「半導体デバイス（例えば、ダイオード」に、「その他これらに類する半導体デバイス」を「及び半導体ベースの変換器」に改め、「、発光ダイオード（ＬＥＤ）」の下に「（他の発光ダイオード（ＬＥＤ）と組み合わせてあるかないかを問わない。）」を加え、

「

八五四一・四〇	光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード（ＬＥＤ）	無
八五四一・五〇	その他の半導体デバイス	無

」を「

八五四一・四一	光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード（ＬＥＤ）	
	発光ダイオード（ＬＥＤ）	
八五四一・四二	光電池（モジュール又はパネルにしてないもの）	
八五四一・四三	光電池（モジュール又はパネルにしてあるもの）	
八五四一・四九	その他のもの	
	その他の半導体デバイス	
八五四一・五一	半導体ベースの変換器	
八五四一・五九	その他のもの	

」に改める。

別表第八五四三・三〇号の次に次の一号を加える。

八五四三・四〇	電子たばこ及びこれに類する個人用の電気的な気化用器具	無税

」

別表第八五・四八項を次のように改める。

八五・四八		
八五四八・〇〇	機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）	無税

別表第八五類に次の一項を加える。

八五・四九	電気電子機器のくず	
八五四九・一一	一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池	
	鉛蓄電池のくず及び使用済みの鉛蓄電池	
八五四九・一二	その他のもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有するものに限る。）	無税
八五四九・一三	化学物質により分別されたもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。）	無税
八五四九・一四	分別されていないもの（鉛、カドミウム又は水銀を含有しないものに限る。）	無税
八五四九・一九	その他のもの	無税
	主として貴金属の回収に使用する種類のもの	
八五四九・二一	一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）を含有する電気電子機器部品を含むもの	無税
八五四九・二九	その他のもの	無税
八五四九・三一	一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）を含有する電気電子機器部品を含むもの	無税
八五四九・三九	その他のもの	無税
	その他の電気電子機器を組み合わせたもの及び印刷回路基板	
八五四九・九一	一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）を含有する電気電子機器部品を含むもの	無税
八五四九・九九	その他のもの	無税